

# 老年薬学指導薬剤師制度規則

## 第1章 総則

第1条 本制度は、高齢者の薬物療法を支援する上で必要な総合的な知識と技量を有する優れた薬剤師を養成し、高齢者がより有効でかつ安全な薬物療法の恩恵を受けられるために貢献し、国民の保健・医療・福祉に寄与することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するために、日本老年薬学会（以下本学会）は、日本老年薬学会老年薬学指導薬剤師制度（以下 指導薬剤師制度）を制定し、顕著な実務経験と多くの学術活動・学会活動の実績を有し、老年薬学認定薬剤師を養成等するための指導及び評価に当たる老年薬学指導薬剤師（以下 指導薬剤師）として認定する。

## 第2章 指導薬剤師制度を運用する機関

第3条 指導・認定薬剤師制度委員会のもとに指導薬剤師制度の実施のため指導薬剤師審査小委員会を設ける。

## 第3章 指導薬剤師

第4条 指導薬剤師は、大学、医療提供施設等において老年薬学を研究・実践する薬剤師のうち、以下の各項を満たす者とする。但し、教育研修委員会委員長が認めた者についてはこの限りではない。

- (1) 老年薬学認定薬剤師であること。
- (2) 本学会の会員歴が5年度以上継続していること（申請年度は含めない）。
- (3) 老年薬学に関する学会発表10回以上あり、本学会が主催する年会での本人が筆頭発表者となった発表を1回以上含むこと。
- (4) 老年薬学に関する学術論文5報以上あり、本人が筆頭著者である論文を1報以上含むこと。
- (5) 本学会役員（理事、監事、評議員）、所属長（病院長あるいは施設長等）または保険薬局においては開設者の推薦があること。

第5条 申請者は、別に定める期日までに施行細則に定める書類等を提出し、審査料を納付するものとする。

第6条 指導薬剤師審査小委員会は、申請者に対する認定審査を行い、指導薬剤師としての適否を審査し、その結果について制度委員会の議を経て、理事会に諮問する。

第7条 本学会理事会は、制度委員会の報告を受け、審議のうえ指導薬剤師を認定する。

第8条 審査合格者は施行規則に定める登録料を期日までに納付するものとする。その後、代表理事は審査合格者の氏名及び所属を指導薬剤師登録原簿に登録、本学会ホームページ上に公示し、指導薬剤師の認定証及び指導施設の認定書を交付する。

第9条 指導薬剤師の認定は、5年毎の更新制とする。更新の申請を行う者は、更新時に施行細則に定める要件を満たす必要がある。

第10条 認定された後、指導薬剤師としてふさわしくない行為を行った場合には、本学会理事会は、制度委員会の審議を経て、指導薬剤師の資格を取り消すことができる。

第11条 指導薬剤師は次の各項の理由によりその資格を喪失する。

- (1) 本学会を退会したとき
- (2) 指導資格を辞退したとき
- (3) 指導資格を更新しなかったとき
- (4) 日本国の薬剤師の免許を喪失、返上、取り消されたとき

第4章規則の変更手続き

第12条 本規則の改廃は、制度委員会の議を経て理事会の承認を得て行う。

附則

1. 本規則は、2019年3月1日より施行する。

2021年3月1日 一部改訂